

高知市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 行動計画策定の背景

- 平成 25 年 4 月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（「以下「特措法」という。」）第 8 条第 1 項に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合における本市の対策の基本的な考え方や主な措置等を示す市の行動計画を策定することとなりました。
- 新型インフルエンザ等政府行動計画及び高知県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、現行の「高知市新型インフルエンザ対策行動計画（平成 25 年 3 月策定）を改訂し、「高知市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定します。

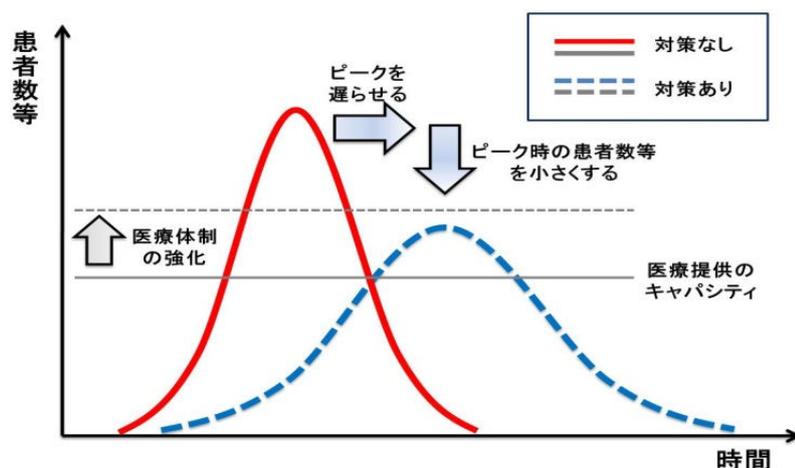
2 主な変更点

- (1) 行動計画の位置づけ変更：「任意」の行動計画 ⇒ 「法に基づく」行動計画に
- (2) 対象疾病に新感染症を追加：「新型インフルエンザ」⇒ 「新型インフルエンザ等」
- (3) 予防接種に新たな法的枠組み：「特定接種」「住民接種」を設定
- (4) 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載

3 対策の基本方針

(1) 対策の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
- ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。



(2) 対策の基本的な考え方

- ①市行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性の低い場合にも対応できるよう対策の選択肢を示します。
- ②発生当初など病原性が感染力に関する情報が限られている場合には強力な対策を実施しますが、情報が得られ次第、適切な対策へ切り替えることとします。

(3) 対策実施上の留意点

- ①基本的人権の尊重
- ②危機管理としての特措法の性格
- ③関係機関相互の連携協力の確保
- ④記録の作成・保存

(4) 本市の流行規模・被害想定等

国の想定（人口の25%が罹患）と同様の割合で、本市の平成26年4月1日の人口から算出。

- ①医療機関受診者数： 34,774人～66,873人
- ②入院患者数： 中等度 1,418人, 重度 5,350人
- ③死亡者数： 中等度 455人, 重度 1,712人
- ④1日当りの最大入院者数： 中等度 270人, 重度 1,067人
- ⑤従業員の欠勤最大40%程度

(5) 新型インフルエンザ等の発生段階

- 政府行動計画では、海外や国内での発生状況を踏まえて、5段階に分類しており、政府対策本部が発生段階の移行を決定します。
- 県行動計画では、地域での発生状況に応じ柔軟に対応する必要があることから、6段階に分類しており、県が必要に応じて国と協議の上で発生段階の移行を決定します。
- 本市においては、国や県が定める段階を踏まえ、市内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況を勘案して、市行動計画で定められた対策を実施することとします。

発生段階	政府行動計画	県行動計画 ・ 市行動計画
未発定期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発定期	海外で新型インフルエンザ等が発生している状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発定期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ----- (県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

(6) 行動計画の主要7項目

市行動計画では、その目的と対策を、国及び県の行動計画と合わせた「実施体制」、「サーベイランス・情報収集」、「情報提供・共有」、「予防・まん延防止」、「医療」、「市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に「予防接種」を追加した7項目に分けています。

発生段階ごとの主な対策は【別表1】のとおりです。

(7) 実施体制

- 新型インフルエンザ等が海外で発生した場合には、「高知市危機管理指針」に基づく「危機対策本部」を必要に応じて設置し、対策を開始します。
- 国が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行った場合には、危機対策本部を特措法に基づく「高知市新型インフルエンザ等対策本部」に移行し、必要な対策を実施します。
- 高知市における新型インフルエンザ等対策に関する推進体制は、【別表2】のとおりです。

別表 1

★国の緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

	未発生期	海外発生期	県内未発生期～ 県内発生早期 (国内発生早期)	県内(国内) 感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○発生に備えた体制の整備 ○市民への継続的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外での発生状況等、積極的な情報収集 ○サーベイランス、情報収集体制の強化 ○医療機関への情報提供、体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止対策の実施 ○患者への適切な医療の提供 ○住民接種の体制が整い次第、接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策の主眼を感染拡大防止から被害軽減に変更 ○医療提供体制の維持 ○必要なライフライン等の事業活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○第二波に備えた第一波の評価 ○医療体制、社会・経済活動の回復
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理調整会議の開催 ○行動計画、業務継続計画の策定 海外で新型コロナウイルス等の発生疑い時、危機管理対策会議の開催 ○国の初動対処方針に基づき対応 	<ul style="list-style-type: none"> 海外で新型コロナウイルス等が発生時、危機対策本部を設置 ○国の海外発生期の基本的対処方針に基づき対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 危機対策本部会議の開催 ★緊急事態宣言が出された場合は、市新型コロナウイルス対策本部の設置 ○国・県の基本的対処方針に基づき市の対応方針を協議・決定 ○市の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合は、必要に応じて市対策本部会議を開催し、協議・決定 	<ul style="list-style-type: none"> ★緊急事態解除宣言が解除されれば、市対策本部を廃止 ○対策の評価と見直し 	
② サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○通常のサーベイランスの実施 ○国内外の新型コロナウイルスに関する情報収集 	<p style="text-align: center;">サーベイランスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全数把握の開始 ○学校等での集団発生の把握強化 ○全数把握の強化 ○学校等での集団発生の把握継続 ○全数把握の中止 ○学校等での集団発生の把握は通常に戻す 			<ul style="list-style-type: none"> ○通常のサーベイランスの実施 ○学校等での集団発生の把握(再流行の探知)
③ 共有情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○継続的な情報提供 ○情報収集・提供体制の整備 ○相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外での発生状況等について情報提供 ○相談窓口(コールセンター等)の設置と周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内での発生状況等について情報提供 ○相談窓口の体制充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内・市内の発生状況等について情報提供 ○相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一波の終息について情報提供 ○情報提供のあり方の評価・見直し ○相談窓口の縮小
④ まん延防止・予防	<ul style="list-style-type: none"> ○個人レベルでの対策の普及 ○地域対策・職場対策の周知 ○搬送体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内でのまん延防止対策の準備 ○水際対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ★県が行う外出自粛、施設の使用制限等への協力 ○市内でのまん延防止対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内でのまん延防止対策の徹底 	
⑤ 接種	<ul style="list-style-type: none"> ○特定接種体制の整備 ○住民接種体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定接種の準備、開始 ○住民接種の準備 	<p style="text-align: center;">住民接種の実施 ★臨時予防接種の実施</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○第二波に備えた住民接種の実施
⑥ 医療	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療体制の整備 ○医療資機材の確保等 	<p style="text-align: center;">帰国者・接触者相談センターの設置</p> <p style="text-align: center;">帰国者・接触者外来の設置 ※県内感染期に移行したら、一般医療機関での診療体制に切り替え</p>			<ul style="list-style-type: none"> ○通常の医療体制へ戻す
⑦ 市民生活・経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者への生活支援の検討 ○火葬能力等の把握・検討 ○物資、資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ○職場における感染策の準備 ○一時遺体安置施設等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ★水の安定供給のための措置 ★生活関連物資等の価格の安定の要請 ○要援護者対策 	<ul style="list-style-type: none"> ★県の臨時医療施設設置への協力 ★要援護者への生活支援等 ★一時遺体安置施設等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ★緊急事態措置の縮小・中止

別表 2

＜高知市における新型インフルエンザ等対策に関する推進体制＞

